

千葉市立幕張海浜病院 抗菌薬適正使用支援チーム 設置要領

1 趣旨

この要領は、感染症治療の早期モニタリングと抗菌薬適正使用の教育・啓発を目的とし、抗菌薬適正使用支援チームの設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定める。

2 名称

抗菌薬適正使用支援チームの名称は、A S T (Antimicrobial Stewardship Team) とする。

3 任務

A S Tは、抗菌薬の適正使用の支援に係る業務を行うことを任務とする。

4 権限及び責務

- (1) A S Tは、抗菌薬適正使用の推進のため各部署における監視・調査・評価を行い、指導する権限をもつ。
- (2) A S Tは、監視・調査・評価した内容を、感染対策委員会に報告する義務がある。

5 業務

- (1) A S Tは、次に掲げる業務を行う。
 - ア 広域抗菌薬等の特定抗菌薬を使用する患者、菌血症等の感染症徴候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者集団など感染症早期からモニタリングする患者を設定すること
 - イ 感染症治療の早期モニタリングにおいて、アで設定した対象患者を把握後、適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバックを行い、その旨を記録すること
 - ウ 適切な検体採取と培養検査の提出や、院内のアンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制を整備すること
 - エ 抗菌薬使用状況や血液培養検査提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価すること
 - オ 外来における過去 1 年間の急性気道感染症及び急性下痢症の患者数並びに当該患者に対する経口抗菌薬の処方状況を把握する
 - カ 抗菌薬の適正な使用を目的とした院内研修を年 2 回実施すること
 - キ 抗菌薬使用に関するマニュアルを作成すること
 - ク 院内で使用可能な抗菌薬の種類、用量等について定期的に見直し、必要性の低い抗菌薬について使用中止を提案すること
- (2) 感染対策向上加算 1 に係る届出を行っていない保健医療機関から、抗菌薬適性使用の推進に関する相談を受ける。

6 組織

- (1) A S Tは、以下の構成員をもって組織する。

- ア 感染症の診療について３年以上の経験を有する専任の常勤医師
- イ ５年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師
- ウ ３年以上の病院勤務経験を持つ感染症診療にかかわる専任の薬剤師
- エ ３年以上の病院勤務経験を持つ微生物検査にかかわる専任の臨床検査技師
- オ その他、感染対策室長が必要と認めた者
- カ アからエのうちいずれか１人は専従とする

(２) ＡＳＴにリーダー及びサブリーダーを置く。

- ア リーダーは、メンバーの中から感染対策室長が任命する。
- イ リーダーは、メンバーを召集し、その議長となる。
- ウ リーダーは、サブリーダーを指名する。サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときはその職務を代行する。

７ 会議

- (１) ＡＳＴ会議は、週１回開催する。
- (２) ＡＳＴは、必要に応じてメンバーを召集することができる。
- (３) 院内で感染管理上の問題が発生した場合には、事実関係の把握のため必要に応じて関係者の出席を求め、意見の聴取及び資料の提出を求めることができる。

８ 秘密の保持

メンバーは、会議等において知り得た事項を漏らしてはならない。

９ 会議等の非公開

会議および議事録はＡＳＴ等の許可のない限り非公開とする。

１０ 庶務

ＡＳＴの庶務は、感染対策室において処理する。

１１ 補則

この要領に定めるもののほか、ＡＳＴの運営に関し、必要な事項は院内感染対策責任者が定める。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。